

議案第 17 号関係

(屋外広告物条例の改正について)

景観緑三法について

屋外広告物法の改正について

簡易除却の対象となる屋外広告物

屋外広告物条例の改正について

違反広告物等の除却、保管、売却、廃棄等の手続き

景観緑三法について

景観に関する法制の整備

[景観法]案

景観を整備・保全するための基本理念の明確化

国民・事業者・行政の責務の明確化

景観についての基本計画の作成

景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設等

緑に関する法制の抜本的見直し

[都市緑地保全法等の一部を改正する法律]案

都市公園の整備及び緑地保全・緑化の総合的推進

立体的に公園区域を定める制度の創設

都市近郊の里山の緑を保全する制度の拡充

大規模建築物における緑化率規制の導入

等

一体的な
効果の
発現

屋外広告物に関する制度の充実

[景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律]案

市町村の役割強化

簡易除却制度の拡充

屋外広告業の適正な運営の確保 等

税制

景観形成に資する建築物等に対する特例

都市近郊の里山の緑の保全等に関する特例

関連予算・税制
の充実

予算

美しい景観形成に
資する事業

・景観形成事業推進費
・まちづくりへの支援
・電線類の地中化 等

「豊かな緑」の実現
のための事業

・緑地環境整備総合支援
事業費補助
・民有緑地の活用

全国各地で美しい景観・豊かな緑の形成を促進

景観に配慮した
公共事業の実施

世界に誇る観光立国の実現

美しい景観による地方都市再生

ヒートアイランド現象の緩和や自然との共生

景観法の必要性

現行の取組み

500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において積極的に景観の整備・保全の取組みを行っている。

現行の取組みの限界

景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界
景観をめぐる訴訟の提起
地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」
(平成15年7月国土交通省)

「観光立国行動計画」
(平成15年7月観光立国関係閣僚会議)

全国景観会議や景観形成推進協議会等による要望

「『都市景観の日』中央行事2003年宣言」

必要性

景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、

- ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
- ・ 国民・事業者・行政の責務の明確化
- ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
- ・ 景観形成のための支援措置の創設 等

により、**景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要**

屋外広告物法の改正について

1. 趣旨

良好な景観を実現するための阻害要因として、特に広告物の無秩序な乱立や張りめぐらされた電線などが指摘されている。そこで、今般の景観法の制定に合わせて、屋外広告物に関して、広告物と広告業の両面から制度の充実を図ったものである。

2. 改正内容

違反広告物に対する取組みの強化

(1) 簡易除却の対象の拡大等

- ・新たに「広告旗」が対象として追加
- ・板に直接塗装したはり札やプラスチック枠の立看板も除却が可能に
- ・はり札、立看板については「表示されてから相当の期間の経過」という要件が撤廃

現行制度における
簡易除却対象

はり紙

はり札
立看板

＜ベニヤ板、プラスチック板等に紙をはったもの等の要件に該当しているもの＞

対象追加

簡易除却対象に次の物件を追加。

ベニヤ板、プラスチック板等に直接塗装又は印刷したはり札、立看板

広告旗



立看板の例



はり札の例



広告旗の例

(2) 行政代執行の特例

これまで要件が厳しく実現が困難であった簡易広告物以外の広告物の除却について、行政代執行の要件が緩和され、容易に

(3) 除却広告物の保管等の手続の整備

除却した広告物の保管・売却・廃棄手続について新たに整備

業界の健全な発展の促進

(4) 屋外広告業の登録制の導入

これまで屋外広告業は届出制であり、違反を繰り返しても営業の続行が可能であった

が、登録制の導入により、登録の取消しや営業の停止が可能に

市町村の役割の強化

(5) 屋外広告物条例の制定権限の委任

景観行政団体となった市町村は、屋外広告物の禁止や制限に関して、自ら条例を制定・改廃することが可能に

その他

(6) 禁止物件の追加・許可地域の拡大

- ・禁止物件に景観重要建造物及び景観重要樹木が追加
- ・許可地域について「市及び人口5,000人以上の市街的町村の区域」との要件が撤廃

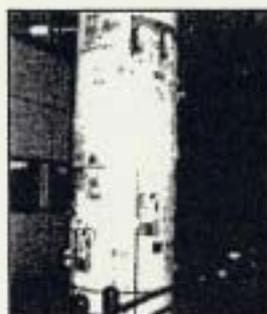
3. 施行日

改正法は、景観法の施行の日から施行（平成16年12月を予定）

■ 簡易除却の対象となる屋外広告物

1. 現行法で対象となるもの

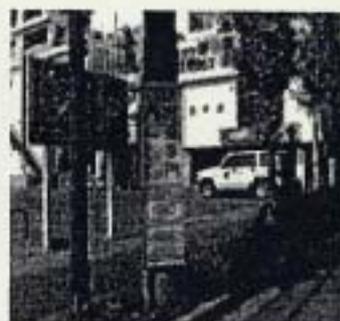
はり紙



はり札 (紙をはったもの)



立看板 (木枠に紙をはったもの)



2. 法改正後対象になるもの

はり札類似 (プラスチック板に直接塗装)



はり札類似 (ベニヤ板にビニールシートはり)



のぼり旗



立看板 (枠がビニールパイプ)



立看板（枠にビニールシート張り）



立看板（鉄板に直接塗装・印刷）



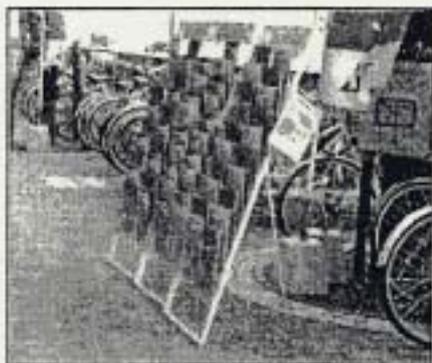
立看板（台付き）



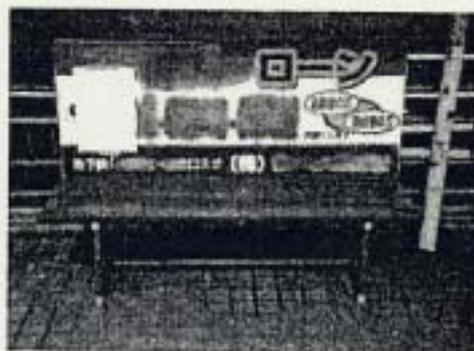
広告内容を着脱可能な立看板類似物件



パンフレット類を置いた立看板類似物件



ベンチ広告



屋外広告物条例の改正について

1. 改正の時期

今般の屋外広告物法の改正を踏まえ、条例改正を行う必要があるものは、主に 除却広告物の保管等の手続の整備、 屋外広告業の登録制の導入、 の2点である。

については、経過措置が設けられておらず、12月に予定されている改正法の施行と同時に改正した条例を施行する必要があることから、9月議会において条例を改正するものである（今回の審議事項）。

一方、 については、登録制を導入するか否かは各自治体の判断によることになるが、業界の健全な発展を促すために、本県においても来年4月から導入する予定としている。導入に当たっては、関係団体との調整に一定の期間を要することなどから、これに関する条例の改正は2月議会において行う予定である。

2. 改正の概要

9月議会で行う条例改正の概要は、次のとおりである。

(1) 除却広告物の保管・売却・廃棄手続の整備

- ・ 広告物を保管した場合の公示事項（名称、数量、場所、日時等）
- ・ " 公示方法（公示期間、保管物件一覧簿の備え付け等）
- ・ 広告物の価額の評価方法
- ・ 保管広告物の売却手続
- ・ 公示の日から売却可能までの期間（簡易除却広告物：2日、貴重な広告物等：3月、その他：2週間）
- ・ 保管広告物の返還手続

(2) 禁止物件の追加等

- ・ 禁止物件として景観重要建造物及び景観重要樹木を追加

(3) 文言の整理

- ・ 「美観風致の維持」 「良好な景観の形成又は風致の維持」
- ・ 「美観地区」 「景観地区」、「緑地保全地区」 「特別緑地保全地区」に変更

3. スケジュール（案）

8月2日（月）屋外広告物審議会

8月3日（火）～20日（金）パブリックコメント

8月末 条例案の最終審査、校正等

9月中旬 条例（第一次）の議会提出

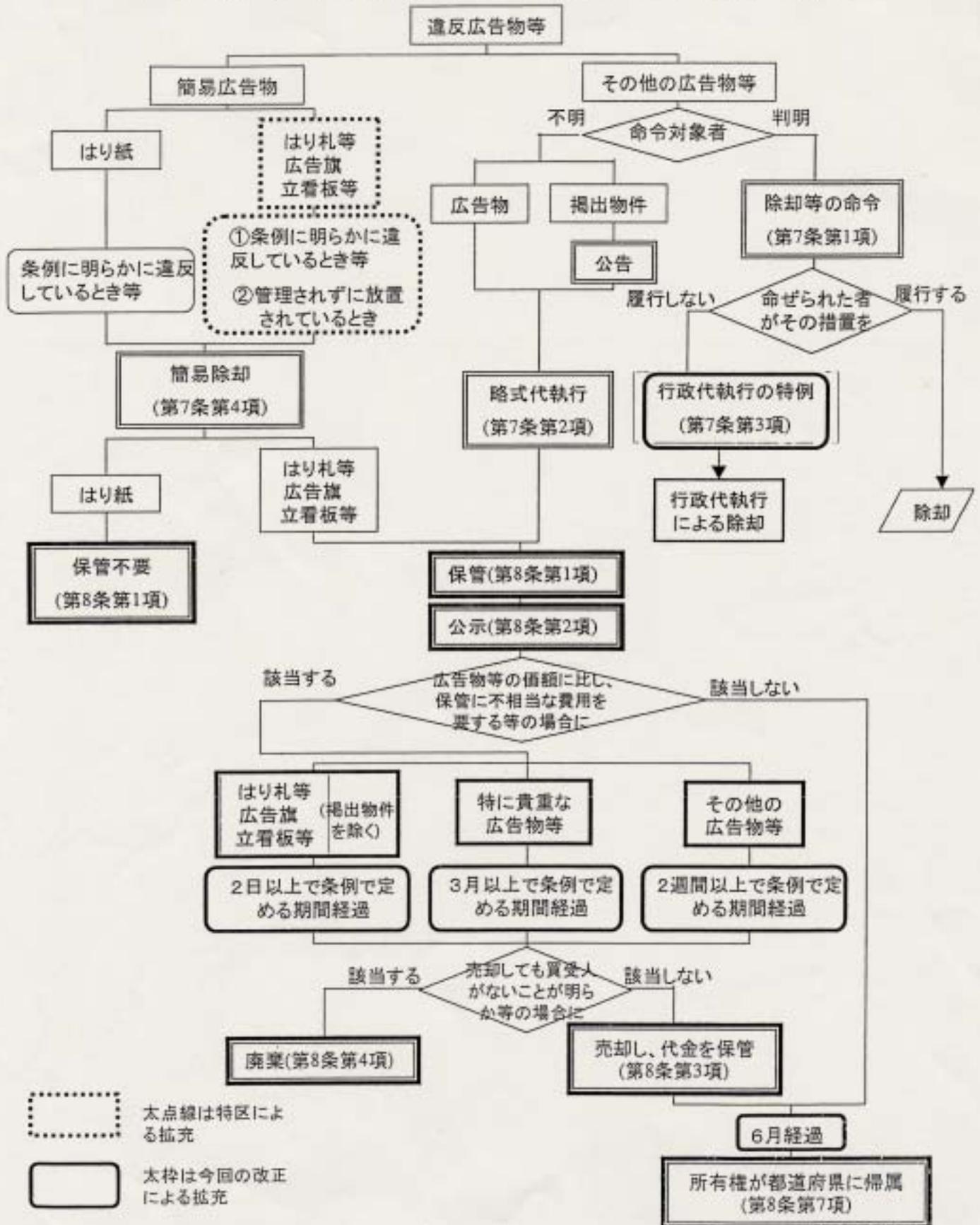
10～11月頃 規則（第一次）の改正

12月頃 改正法及び条例（第一次）の施行

2月 条例（第二次）の議会提出、規則（第二次）の改正

4月 改正条例（第二次）の施行

違反広告物等の除却、保管、公示、売却、廃棄等の手続き



太点線は特区による拡充

太枠は今回の改正による拡充